

## 川越ライオンズサッカー少年団規約

### (総則)

第1条 本団は、川越ライオンズサッカー少年団と称し、事務局を会長宅に置く。

### (設立年月日)

第2条 本団の設立年月日を1975年4月15日とする。

### (目的)

第3条 本団は、サッカーを通して少年の心身の健全な発達を育成し、スポーツ振興、発展、親善交換および技術の向上を図るとともに、礼儀正しい社会性のある健康で明るい子供の成長に寄与することを目的とする。

### (活動)

第4条 本団は、前条の目的を達成するため、下記の活動を行うものとする。

- (1) サッカーの試合の開催および参加
- (2) スポーツ少年団行事への参加
- (3) サッカー競技に関する調査、研究
- (4) 他少年団との親善交換（ホームステイを含む）
- (5) その他、本団の目的を達成するために必要な活動

### (構成)

第5条 本団は、指導者、団員および保護者と、本団の趣旨に賛同する者をもって構成する。

### (指導者・役員)

第6条 本団に、下記のとおり指導者および役員を置くものとする。

- (1) 指導者 監督（1名）・代表コーチ（1名）・コーチ（若干名）  
スタッフ（若干名）
- (2) 役員 会長（1名）・副会長（若干名）・会計（若干名）  
世話役（若干名）・補佐（若干名）・文集係（若干名）  
監査（若干名）・顧問（若干名）・イベント係（若干名）

第7条 指導者および役員の任務と任期は下記のとおりとする。

- (1) 監督・代表コーチは、団を代表するとともに団務の遂行に勤める。
- (2) コーチは、団務を執行するとともに、活動を計画執行し、あわせて団員を指導育成する。
- (3) スタッフは、コーチを補佐し団員を指導育成する。
- (4) 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- (5) 会長は、指導者と協議し団務を執行し、副会長は、会長を補佐し会長事故があるときは、その職務を代行する。
- (6) 会計は、団の会計業務に係る団費の徴収、保管および出納を管理する。
- (7) 世話役は、会長と連絡調整し、団員の送迎手配等の調整を図る。
- (8) 文集係は、団員の記録文の収集および文集発行等の広報宣伝をする。
- (9) 監査は、本団の会計業務を監査する。
- (10) 顧問は、学識経験者および本団に特に功労のあった者より推薦するものとする。

第8条 役員を選出は、前年度末に行い、総会の承認を受けるものとする。

### (総会)

第9条 総会は、年1回以上開催し、本団の活動および会計を審議する。

総会は、団員の家庭数及び本団指導者の出席者と委任状提出者の合計が構成員総数の3分の2により成立する。

### (協議会)

第10条 総会以外の会議は、指導者・役員で協議会を開催し、運営していくものとする。

(会計)

第11条 本団の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(会費)

第12条 本団の団員は、下記の会費を納入するものとする。

登録料・保険料・ユニフォーム使用料を含む。

\*但し、病気、怪我等で3ヶ月以上欠席する場合は、団費を免除できるものとする。

第13条 会費の集金方法は、毎月月末までに指定口座に納入するものとする。

第14条 会費は、本団の運営およびスポーツ少年団会費、川越ライオンズサッカー少年団の運営援助に当てるものとする。

(表彰)

第15条 指導者および役員で、本団のために功労のあった者は、記念式典等の際に表彰できるものとする。

(慶弔及び見舞い)

第16条 本団の指導者・役員・団員および団員父母に慶弔があった場合、弔意金として5000円を贈るものとする。また、当番・車出し等で事故があった場合、見舞金3000円を贈るものとする。その他については、会長の判断による。

(当番)

第17条 本団団員保護のため、団員の父母が順番制により当番にあたり、指導者との連絡調整、また、団員の不慮の事故の応急処置を行うものとする。

(改正)

第18条 本規約は、必要に応じて改正できるものとする。

附 則

・この規約は、昭和63年4月27日より施行する。

・平成 7年4月 一部改正

・平成 9年4月 一部改正

・平成10年4月 一部改正

・平成12年4月 一部改正

・平成13年4月 一部改正

・平成14年4月 一部改正

・平成16年4月 一部改正

・平成25年4月 一部改正

・平成30年4月 一部改正

・平成31年4月 一部改正

規約改定について

改正前

第9条 総会は、年1回以上開催し、本団の活動および会計を審議する。

改正後

第9条 総会は、年1回以上開催し、本団の活動および会計を審議する。

総会は、団員の家庭数及び本団指導者の出席者と委任状提出者の合計が構成員総数の3分の2により成立する。

以上のように一部改正します。